

 \bigcirc

平成15年6月24日(火) 第1451号

毎週火・金曜日発行

-	目	次		
	告	示		
生活保護法による指定医療機関の廃止の生活保護法による指定医療機関の指定の生活保護法による指定医療機関の指定、生活保護法による指定施術機関の指定、生活保護法による指定介護機関の指定、道路の区域の変更	の辞退		(同 (同 (同 (同 (庄内総合支庁建設総) 同)816) 同) 同
	教育委員	員会関係		
	規	則		
山形県高等学校定時制課程及び通信制語	课程修学資金貨	貸与規則の一部を	改正する規則	同
	公	告		
県営住宅入居者の一般公募			(庄内総合支庁建	築課)818
	正	誤		
- -	告	示		
形県告示第660号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第5 「あった。 平成15年6月24日	0条の 2 の規定	Eにより、指定医	療機関から次のとおり廃止	した旨の届出

Щ

雄 山形県知事 髙 橋 和

	指定医	療機	幾関の	名 称	指	定医	療機	関	の	所	在	地	廃止年	月日	
原		田	薬	山形市東原町三丁目13番15号							平成15	. 4.13			
濱	:	井	眼	科	同 松	公見町20	番地の1	0					同	5.28	

山形県告示第661号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。 平成15年6月24日

> 山形県知事 髙 橋 和 雄

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	辞退年月日	
株	式会	社	1			ŀ	`			ウ	酒田市	相生	:町二	丁目	3番	₹18 <i>₹</i>	릉				平成15.5.1	

山形県告示第662号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成15年6月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

	指元	定 医	療	機	関(の	名	称		指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 打	定年月日	
₹	ħ	ю I	真	1 吨	呀	₹₹	4	医	院	酒田市あきほ町659番地の1 平	平成15.6.2	
濱		ŧ	‡		眼	Į			科	山形市南原町二丁目7番44号	同	
渡	台	邯	歯		科		医		院	米沢市城北一丁目 2 番13号 同	6. 4	
平	Z	‡	整		形		外		科	山形市千石65番地 同	6. 9	
石	ŧ	‡	歯		科		医		院	鶴岡市美咲町24番地の5 同	6.10	

山形県告示第663号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成15年6月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

	指	定	施	術	機	関	の	名	称		指	定	施	術	機	関	の	所	在	地	指定年月日
木	1	ž	Я		整		乍	子		院	山形市	東原	町三	丁目	11番	≨22÷	号				平成15.6.2

山形県告示第664号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 平成15年6月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションそよ風	訪 問 介 護	鶴岡市大字下川字東海林場358番地 の193	平成15. 6. 1
訪問看護ステーションきずな	居宅介護支援	同 大字日枝字海老島159番地の 1	同 6.2
明幸園ヘルパーステーション	訪問介護	天童市東本町一丁目 9 番20号	同
神室ふくすけの家	通 所 介 護	最上郡金山町大字金山274番地の1	同

お達者くらぶ ひ よ り	通	所	介	護	米沢市福田町二丁目 3 番169号	同	6. 5
庄内交通観光バス・ハイヤー 指定訪問介護事業所	訪	問	介	頀	鶴岡市日和田町20番37号	同	6.10

山形県告示第665号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月24日から同年7月7日までに縦覧に供する。

平成15年6月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 立川鶴岡自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	
東田川郡羽黒町大字手向字百々目 <i>木</i> 同	に156番8から 上まで	ΙΒ	19.6 メートル ・ 14.8	⊁-1 62	トル
同	上	新	20.5 メートル ≀ 18.4	同上	

山形県告示第666号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成15年6月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 路 線 名 立川鶴岡自転車道線
- 2 供用開始の区間 東田川郡羽黒町大字手向字百々目木156番8から

目 上まで

3 供用開始の期日 平成15年6月24日

教育委員会関係

規 則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年6月24日

山形県教育委員会

委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第7号

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則(昭和49年12月県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「196パーセント」を「195パーセント」に、「年283万円」を「年282万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年6月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

翢 罍 の家賃 に相当 する額 月分 佃 敷 m 田 田田 000 ,400 900 300 ,400 ,300 ,300 500 900 9 9 収入が238,0 を超え268,0 以下の者 42, 30, 6, 28, 38, 40, 50, 50, 21 EE 田 900 ,300 100 900 100 400 100 100 9 9 収入が200,(を超え238,(以下の者 35, 36 26 35 25 33 4 4 4 4 買 田田 88 ,900 300 400 ,500 ,800 900 200 200 700 700 収入が178,(を超え200,(以下の者 23, 28, 30, 38, 3 30 38 38 38 7 田田 88 ,700 ,200 ,500 900 400 33,100 33,100 ,500 ,500 ,000 55年4 33, 27 20 26, <u>∞</u> 25, 26, 33, 田田 Н 88 溪 400 17,100 400 200 300 300 00 90 8 300 収入が123,0 を超え153,0 以下の者 22, 5 28, 23 22 28 28 28 7 収入が 123,000円 以下の者 19,300 14,100 18,400 100 17,400 400 000 23,000 300 300 <u>ი</u> 23, 23, 8 23 尔 田 愚 \times 募 数 7 ◁╚ 式 住戸事た 面 積 平方メートル 74.2 9 9 0 9 α $^{\circ}$ 0 椝 55. 62 54 63 62 69 69 93 69 化形 0 猫 Ω $^{\circ}$ ∞ 囙 宣 冒 がねF - 11 東泉町[5 - 22 臣 払 朝暘町 田 量 市美原 城南 個 4 市十七二 佄 17 2 7里 2 \blacksquare \blacksquare 朌 冠← 30 田皿 Ш 靊 回) 順下 回门 回一 回训 栅 県営住宅の名称 貧美原アパー 号 |||南アパー | 号 がねアパ 号 C [泉アパー | A 鳥海アパー 号D 海アパー B I ピープ ı Ι 部アパ・ ું **~** 冭 南 万 万 F F 無し 黑号 型型 17 0 黑号 弧巾 呱叩 弧巾 加 一呼 丄 7 \sim 7 7 歌 ム 匝上 回上 回上 回上 回ム 回上 回上 回上

819

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者 1 人につき 500,000円(その者の所得金額が 500,000円未満である場合には、当該所得金額)
 - (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫 1 人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (^) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯 で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成15年7月7日から同月11日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年7月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 庄内総合支庁建設部建築課
- 5 入居の時期 平成15年8月下旬

正 誤

発行年月日県 公 報
番 号ページ行誤

正

平成15. 3.31 号外(22) 1 下から 4 命令に内容が 命令の内容が

平成15年6月24日印刷 平成15年6月24日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共) 〒990-0047 山形市旅篭町二丁目 1-21 印刷所 坂部 印刷株式会社 印刷者 坂部 野 登 電話 山形(631)2057 (631)2056